



右の者共當月十日夜家外之者江何様之義も不申聞村  
方立出中候

右之者共書面之通夫々村方立出中候ニ付所々吟味仕  
候得共□行方相分不申候<sup>申</sup>依此後御断中上候以上

酉四月廿三日

人印

前の兩名は恋の駆落とすれば序增璫一桂川連理棚の  
お半長右衛門といつたところであるが、どうぞその確証  
はない。次の兩名も事情は全くあからずいはつきりし  
てゐることと村方役人には勿論家内(家族の義)にも詮さ  
ず出奔道左ことである。家庭の事情、生活苦ではなか  
と考究を以てあらうか。

ハ資料

三十一

奉願口上書

赤木村百姓 藤 市

吉之者平日人板不所存成堵御座候に付役人始親類五  
人組共度々意見往來得共相用不中候依之村方帳面拂  
申度親類立人組共奉願候

右願之通被為仰付被不候はば難有仕合可奉存候

底

赤木村下と見ては恥な話、村出身の新平が延岡と長井  
村で盜々を二度と云う。本音下と云うことで井ノ上長分  
ち銀百三十枚を先方に支払ひ文松へ左へその受取書であり、

(右讀下レ) 諸<sup>おもて</sup>に奉る口上書 赤木村百姓 藤

七

右の者平日人板不所存成堵御座候に付役人始親類五  
人組共度々意見往來得共相用不中候依之村方帳面拂  
申度親類立人組共奉願候

御領ニ付内絹ニ取斗らハ仕候延右入用為銀百三十枚  
又體ニ受取中候然延右之儀ニ付於今後之を申聞

此はほつきりしてゐる。度々の説得もさへ入れない  
不所存者<sup>ア</sup>藤と、赤木村から除名しようといふのであ  
る。この願書以恩らく五人組からも親戚からも連署で出  
され左であろう。異端者として赤木村から除名され左藤  
セという男、どんな平素は行状であつたか、年令もおか  
らない。流亡の生後についこまれ左ことになら。

ハ資料

三十三

道

右者赤木村新平与申者盜賊をハ左一、其儀ハ付段々

御領ニ付内絹ニ取斗らハ仕候延右入用為銀百三十枚

又體ニ受取中候然延右之儀ニ付於今後之を申聞

此はほつきりしてゐる。異端者として赤木村から除名され左藤

セといふ男、どんな平素は行状であつたか、年令もおか

らない。流亡の生後についこまれ左ことになら。

井ノ上氏根

今後とやかく申さないへいかや申聞候とする示談書である。盜賊という説では恐るに聞こえるが、窃盗でもした  
入であろう。井ノ上氏へ珍りく薦はるが赤木材でどんを立  
揚からこへ交渉に当つたものがほつきりしない。へ神奈川  
元医師井上氏の先祖でもあるか)

事の序に、全国指名手配書とても言うべき文書か記され  
てい。これとは同じものか大分國書館所蔵の一因  
尾村太庄屋文書にもある。それをあげて見よう。

一 資料 三十四)

覺

公儀御觸書 左之通写

去來五月十七日夜三河守吉丁目立人組持地借與人并  
同人妻きん江爲疾負逃去候右房八召仕伴三郎人相書  
二當中廿九歲 生岡武州高井戸宿在之也

一 中丈中肉の方

一 面幕

一 平額 二面額 二け候方

一 紋代とも薄き方 眉毛同断

一 鼻筋通 一 小鼻左入方ほく路有之

一 感厚く歯並能き方 耳常牀 言舌聲成方

一 其節之衣類 木綿中形革物を着し 同三尺帶と

一 罷在候

一 方之通之者於有之者其所ニ留置 御料者御代官 私

領有領主地頭江申出 (夫より江戸池田橋守番所立  
可申出候)

若見聞ニおよび候得者其段ニ可申出候 大家來又著  
等近入念可遂吟咏候 隠し置場を相知候は及可為曲  
事候

右之通御觸有之候聞得其意 著古牀之オの見掛候  
は且差留置早々可申出候 右之趣求々百姓共追不  
減様可申聞候此題狀令請印 早々順達 留候吉  
野半木夫方へ可相逐候 以上

申 四月四日 山 (口) 藤左衛門 明 (名) 大助  
同十日夕方請取十四日中野村 庄屋へおたし 古 (賀) 立郎 左衛門  
下直見村一上直見村一仁木原村一幾川村一因尾村一中野村  
上野村一足向村一大板本村一赤木村一津久見と在へざとまわ  
し 今二上浦一中浦一下浦と浦をまわす方式であつたようだ。  
古 (賀) 立郎 左衛門  
下直見村一上直見村一仁木原村一幾川村一因尾村一中野村  
津久見浦留候リ

※以下は有難一トあるので因尾村太庄屋文書によつて書き添えた。  
△印上下二行宛支題狀の請取、次づけへの送達題狀のルートがわか  
つて面白い。この題狀は塩屋村(佐伯城下)→下野村(鶴間)→切削  
村→下直見村→上直見村→仁木原村→幾川村→因尾村→中野村→  
上野村→足向村→大板本村→赤木村→津久見と在へざとまわ  
し 今二上浦→中浦→下浦と浦をまわす方式であつたようだ。  
赤木太庄屋文書に及、外にもこぢらに續する霞書が數  
通残されているが、太庄屋、庄屋、地目附、組頭(五人組)  
と、いわゆる村役人が統轄をしているもの、その民衆  
の把握力は決して充分ではなかつたようである。だから  
出来事者があつたり不所存者が出来たり、村役人が責任を問  
われることになつた。しかしそれはハッタ時代、どこの  
村里にもあることで、現代でも似たようだ。だから  
左が今日とちがい情報通達にものすごく時日を要してい  
る。資料三十四の事件など(今日ではどちらにあら事件)テ  
レビヘブラン管と連じて、何時開と左左ないうちに、  
全国津々浦々に至るまでの家庭の茶の間に犯人の顔写真  
まで写し出される。去年(1931年)五月の事件が殆んど一年位  
左の左後にどの御触書がまわつてゐる。それはとくに角  
の貧しい山里赤木村、村にそむいて他国に流せす人の  
父々と出ていふことに注目したい。

へこの環終つ

日田・中津に文教の史跡を訪る

(七月十八日・十九日 定例研修行事として)

(羽柴幹事会)

— (67-22) —

午夜でよう念願していた、日田と中津に教学の先駆者  
の跡を訪ね、文教都市の姿を見んとの計画した研修旅  
行、急に一週間原上げ実施となつた關係が参加会員意外  
に多く、定刻のバスに乗つたのは高木、高野、若杉、吉田、  
大庭、深矢、上杉、小野、山本四、羽柴の十名。少人数もよ  
し、研修の実効を挙ぐるはおつろく人数を増しとする平  
素の持論がおくなく心中に浮き起るかと観て左。

大部分が車で急行便乗りづくという午前中の日程  
は田代着いたのが丁度二年。改札口は廣瀬惟太氏が待機受けてさる。  
まず何よりもおれは狭い食堂に入ら。次房が料  
ていい快適である。食後一息いれながら午後の日程をおちせる。

先ず第一は咸宜園へ墓参に成る唯一の建物「秋風廬」。  
淡窓先生が起居なされていた昔のままのお住居である。  
（淡窓先生の墓と共に指定文化財である）小川克己先生が咸  
宜園の教育について解説下さる。中島子玉や高野長英ら  
の自署の入門簿（往々複写）を示され、全國から贈集の青  
少年数千の塾生活、毎月行われていた月旦表（成績評価）  
交換の細々とお話を下さる。わが故郷から坂先の明石大  
助にて訪れ、その紹介によく中嶋曾（野）、古田豪作入門  
し、特に子玉は数千人門第中秀才第一としてその師淡  
窓に愛されていて、聞く私達も大いに驚き強烈に左氏の  
おもておる。

秋風廬を出立とし、淡窓圖書館の前に次の詩碑が建つてゐる。  
（荒木也かとゆく淡窓先生が咸宜園教育を詠じたものである）  
休道他鄉多苦辛 同袍有處自相親 木日月 小草  
寐麻曉露霜如雪 群汲川流我捨薪

私達は東町の慶應宗家を訪ねた。即ち慶應代議士のお  
宅である。江戸時代のままの、然も広瀬家が得た雲閣堂  
の漆うぶ宅だ。一同はまつ直ぐに新築成の古裏手の收藏  
庫で導かれ。鉄筋コンクリート、防火、防災、防虫、防湿等完  
全な收藏庫である。淡窓先生の懐旧樓筆記や万善譜など  
の原本（月化、春秋、烟草、林外、青林等）おもて慶應八賢  
の遺墨、遺品が整然と整理され、完全且つ永久に保存さ  
れている。それは主ことにすばらしいこと。私はこれら  
は広瀬家のもの、一広瀬家のほこりでなくて、日向市の、  
いや太分県の、いや日本のほこりべき教学の大集積である。  
これは江戸時代後期の家塾教育を伝えるに類なる文  
化財であると思つた。

さて以は日向代官による九州支配の跡を見んもと月限公團に  
向つたのが遅く大西より止みそむかないで思ひ切つて  
予定を変更して車で隈町平野と岳上への寺念寺に向つた。  
御院家平野八郎は浪太出身（母姓完三、佐伯冲寧三十三回生）である。  
（故郷おつくて五番上の法燈を編かれておうむか、正直に宿つて  
私の岳上人に付する知識は「太分県傳人伝」による程度で、理解され  
て譲り受けた）。

私共は先十庫程の大広間に招ぜられ、一通いか詫を納  
つて、五岳上人の書画を次々に拝見する。八十五歳の高  
令でぞくながらまでに筆をこなす書画を愛蔵されて  
いる方がいかにも多いことが。軸物が次々と掛けられてそ  
れぞれお替が当る。淡窓先生や竹田先生や、その他有名  
な方々の軸がいくつでもあり、私共その半分も消化しき  
れない。平野氏は広瀬淡窓先生の「龜山」の詩の色紙、一人間  
五岳と題す五岳上人の評伝をなんかに下さる。おりが  
左の歌詞である。

（此不詳の歌詞は寺念寺の慈光樓で過する早江女壽吉と  
之進ふことを体めよ他鄉苦多也と同社友育ノ能か相親木日月 小草  
休道他鄉多苦辛 同袍有處自相親 木日月 小草  
寐麻曉露霜如雪 群汲川流我捨薪）